

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助基準額																						
障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	グループホーム（日中サービス支援型グループホームを除く）を設置する社会福祉法人など	夜間支援対象利用者1人あたりの夜間世話人（共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間に専従で夜間支援を行う者1名分）の1日あたりの人件費（各種手当、社会保険を含む。（1円未満端数切捨て））×当該市町村が援護した夜間支援対象利用者に対する延べ支援日数	<p>夜間支援対象利用者ごとに、表1又は表2に掲げる額に支援日数をかけた額の合計額</p> <p>※ 夜間世話人配置が6：1以上を対象とする。</p> <p>表1 夜勤を行なう夜間支援従事者を配置する場合 補助基準単価 [単位：円（日・人）]</p> <table border="1" data-bbox="1301 475 1964 655"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害支援区分</th> <th colspan="3">夜間世話人配置</th> </tr> <tr> <th>4人：1以上</th> <th>5人：1</th> <th>6人：1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分5及び6</td> <td>570</td> <td>460</td> <td>380</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 宿直を行なう夜間支援従事者を配置する場合 補助基準単価 [単位：円（日・人）]</p> <table border="1" data-bbox="1301 772 1964 968"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害支援区分</th> <th colspan="3">夜間世話人配置</th> </tr> <tr> <th>4人：1以上</th> <th>5人：1</th> <th>6人：1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1～6</td> <td>680</td> <td>540</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>	障害支援区分	夜間世話人配置			4人：1以上	5人：1	6人：1	区分5及び6	570	460	380	障害支援区分	夜間世話人配置			4人：1以上	5人：1	6人：1	区分1～6	680	540	450
障害支援区分	夜間世話人配置																								
	4人：1以上	5人：1	6人：1																						
区分5及び6	570	460	380																						
障害支援区分	夜間世話人配置																								
	4人：1以上	5人：1	6人：1																						
区分1～6	680	540	450																						

重症心身 障がい児者 等グループ ホーム夜間 生活支援員 配置事業		夜間において利用者のたんの吸引等の医療 行為及び体位変換等の身体介護、その他の支援 を行うために配置される生活支援員の人件費。 ただし、1 共同生活住居につき2人までとす る。	9, 4 3 5 円／人・日

注 補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。